

消費税が変わります

簡易課税制度の適用を受けていない事業者の方へ

平成15年4月
税務署

消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から適用されることとなっています。

このリーフレットでは、簡易課税制度の適用を受けていない事業者向けに、主な改正点について基本的な事項を説明しています。改正内容に関するご理解と正しい申告・届出などのための参考として活用してください。

1 総額表示が義務付けられます。

課税事業者が取引の相手方である消費者に対して商品等の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税額（含む地方消費税額）を含めた価格を表示することが義務付けられます。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日から適用されます。

【ポイント】

- 1 総額表示とは、例えば、次に掲げるような表示をいい、消費税額を含む支払総額が表示されていれば、併せて「消費税額」や「税抜価格」を表示しても差し支えありません。

10,290円

10,290円（税込）

10,290円（本体価格9,800円）

10,290円（うち消費税等490円）

10,290円（本体価格9,800円、消費税等490円）

（注）価格の表示が消費税等を含めた総額であれば、「総額である」旨の表示は必要ありません。

- 2 対象となる価格表示は、商品本体による表示（商品に添付又は貼付される値札等）、店頭における表示、チラシ広告、新聞・テレビによる広告、インターネットによる広告など、消費者に対して行われる価格表示であれば、それがどのような表示媒体により行われるものであるかを問わず、総額表示義務の対象になります。

なお、口頭による価格の提示は、総額表示義務の対象にはなりません。

また、価格が表示される場面としては、商品等の選択時（値札等）と代金の決済時（レシート等）がありますが、総額表示義務の対象となるのは、商品等の選択時の価格表示です。

- 3 総額表示義務の対象となるのは、あらかじめ取引価格を表示する場合であり、価格表示がされていない場合についてまで、価格の表示を義務付けるものではありません。

2 中間申告の申告・納付回数が改正されます。

直前の課税期間の確定消費税額（年税額）が4,800万円を超える場合には、年11回（1月ごと）の中間申告・納付を行うこととなります。

直前の課税期間の確定消費税額	48万円以下	48万円超	400万円超	4,800万円超
中間申告の回数	中間申告不要	年1回	年3回	年11回

《適用関係》

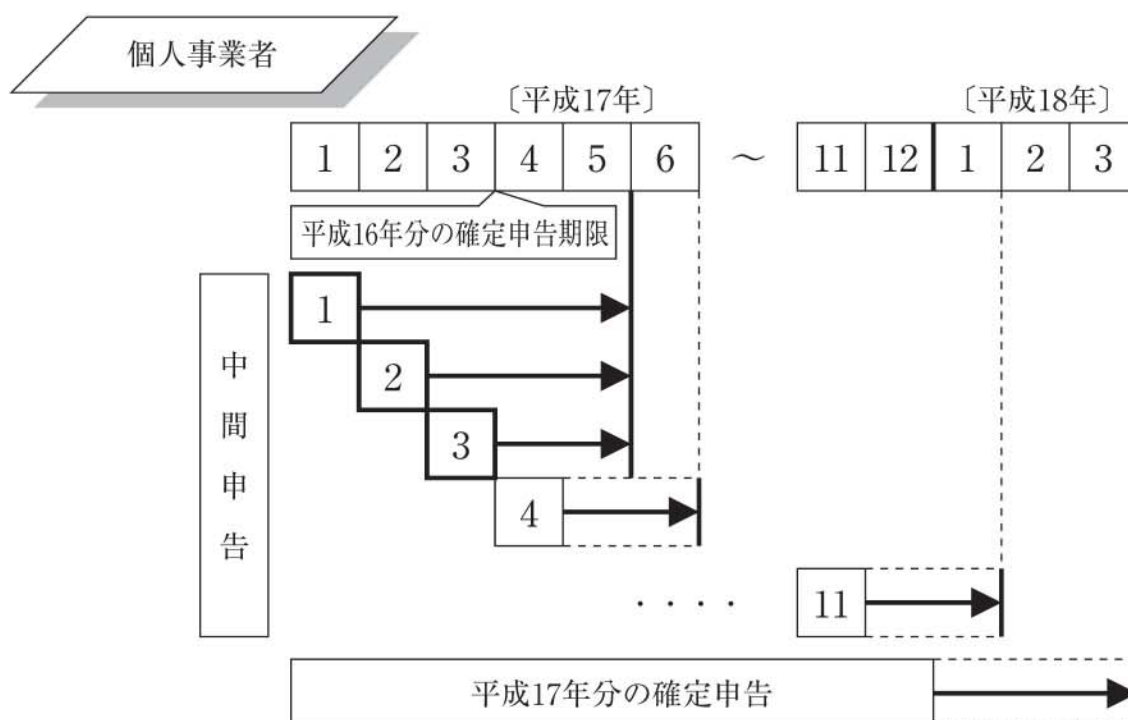
この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算分から適用されます。

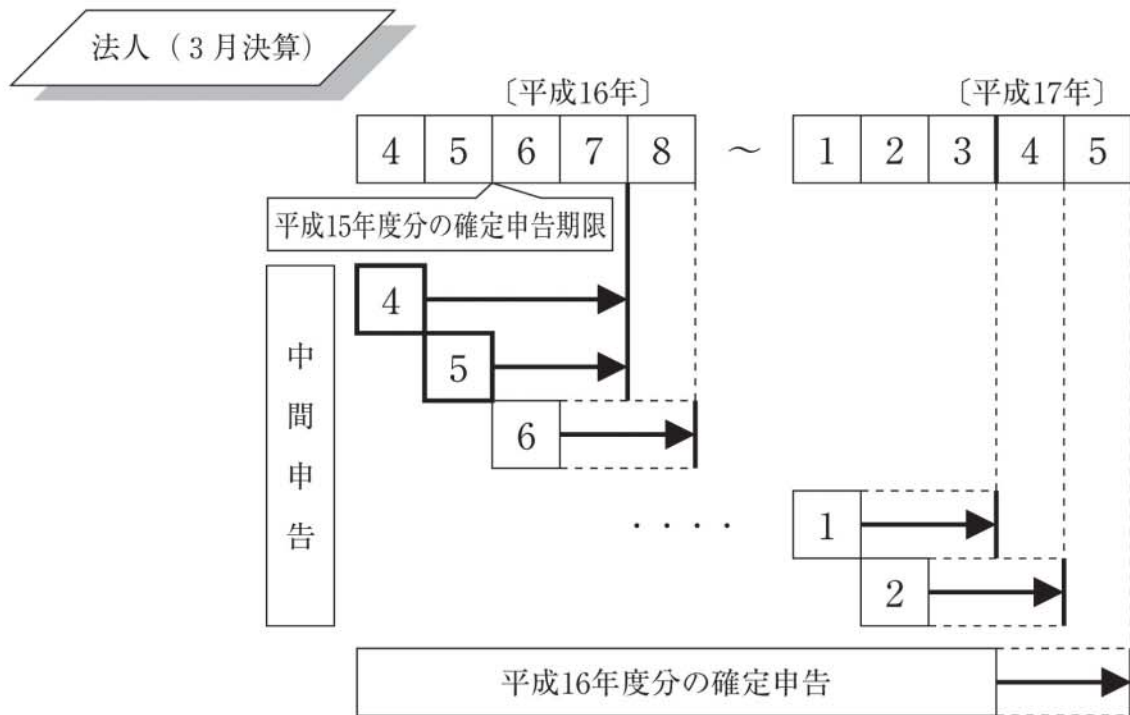
【ポイント】

- 1 年11回の中間申告の申告・納期限は、次の場合を除き、その中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内とされています。

ただし、個人事業者の場合には、その課税期間開始後の二月分（1月及び2月分）はその課税期間開始の日から3月を経過した日から2月以内（5月末日）、法人の場合には、その課税期間開始後の一月分はその課税期間開始の日から2月を経過した日から2月以内とされています。

〔1月ごとの中間申告の申告・納付期限〕





- 課税期間の特例の適用を受ける事業者については、直前の課税期間の確定消費税額にかかわらず中間申告をする必要はありません。

3 課税期間の特例（課税期間の短縮）が改正されます。

新たに1月の期間を課税期間とする特例が設けられます。

《適用関係》

この改正は、平成16年1月1日から施行され、平成16年4月1日以後開始する年又は事業年度（3月ごとの課税期間特例の適用を受けている事業者は平成16年4月1日以後開始する課税期間）から適用されます。

【ポイント】

- この特例の適用を受けるためには、適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を提出する必要があります。
 なお、改正後の課税期間の特例の適用を受ける場合には、平成16年1月1日以後に届出書を提出することができます。
- 課税期間の特例の適用を受けた場合には、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ、この適用をやめる又は他の課税期間特例に変更することはできません。
 ただし、3月ごとの課税期間特例の適用を受けている事業者（平成16年4月1日以後最初に開始する課税期間の開始の日の前日までに3月ごとの課税期間特例の届出書を提出した事業者に限られます。）が、初めて1月ごとの課税期間特例に変更する場合には、2年以内であっても変更することができます。

4 事業者免税点が引き下げられます。

納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が1,000万円（現行3,000万円）に引き下げられます。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月決算分から適用されます。

5 簡易課税制度の適用上限が引き下げられます。

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円（現行2億円）に引き下げられます。

《適用関係》

この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人は平成17年3月決算分から適用されます。

- 消費税についての一般的な事柄につきましては「消費税のあらまし」及び「消費税の仕組みと手続」をご覧ください。

また、お分りにならない点や更に詳しくお知りになりたいことがありましたら最寄りの税務署又は税務相談室にお尋ねください。

- 税金に関する疑問については、タックスアンサーをご利用ください。

タックスアンサーホームページアドレス

【<http://www.taxanser.nta.go.jp/>】

- 国税庁ホームページでは、身近な税の情報を提供するとともに、業務内容、最新の統計情報や記者発表資料のほか、通達等を随時掲載しています。

国税庁ホームページのアドレスは、**【<http://www.nta.go.jp/>】**です。

